



議案第十一号

三朝町課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十一年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年参月廿三日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町課設置条例の一部を改正する条例

三朝町課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国体事務局」を削る。

附 則

この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。